

第一類 第一号(附属の二)

第十九回国会
衆議院

内閣委員会郵政委員会電気通信委員会連合審査会議録第一号

昭和二十九年三月二十五日(木曜日)
午後二時二十九分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 稻村 順三君

理事 平井 義一君 理事 八木 一郎君

理事 山本 正一君 理事 高瀬 傳君

江藤 夏雄君 大久保武雄君

永田 良吉君 山崎 巖君

飛鳥田一雄君 田中 稔男君

松前 重義君 辻 政清君

郵政委員会

委員長 田中織之進君

理事 小林 絹治君 理事 羽田武嗣郎君

理事 船越 弘君 理事 大高 康君

理事 山花 秀雄君 理事 吉田 賢一君

飯塚 定輔君 坂田 英一君

武知 勇記君 三池 信君

松浦周太郎君 佐藤觀次郎君

電気通信委員会

委員長 成田 知巳君

理事 岩川 與助君 理事 塩原時三郎君

理事 庄司 一郎君 理事 橋本登美三郎君

理事 原 茂君 理事 甲斐 政治君

齋藤 憲三君 中曾根康弘君

片島 港君 松井 政吉君

三宅 正一君 三輪 壽壯君

出席國務大臣 國務大臣 塚田十一郎君

出席政府委員

郵政事務次官 飯塚 定輔君

郵政事務官 松井 一郎君

(郵務局長) 八藤 東勝君

委員外の出席者

(郵政事務官) 宮本 武夫君

(大臣官房) 人事部長 長田 裕二君

(経理局主計課長) 内閣委員会専門員 龜掛川 浩君

内閣委員会専門員 小関 紹夫君

郵政委員会専門員 稲田 稔君

郵政委員会専門員 山戸 利生君

郵政委員会専門員 吉田 弘苗君

電気通信委員 員会専門員 中村 寅市君

電気通信委員 員会専門員

本日(の)会議に付した事件

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第九一號)

〔稲村内閣委員長委員長席に着く〕

○稲村委員長 これより内閣委員会、

郵政委員会、電気通信委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして内閣委員長であり

ます私が委員長の職務を行います。

それでは行政機関職員定員法の一部

を改正する法律案を議題とし、まず電

気通信関係について郵政省の説明を求

めます。郵政省人事部長宮本武夫君。

行政機関職員定員法の一部を改正

する法律案

行政機関職員定員法の一部を改

正する法律

行政機関職員定員法(昭和二十四

年法律第百二十六号)の一部を次の

ように改正する。

第二条を次のように改める。

(各行政機関の職員の定員)

第二条 各行政機関の職員の定員

は、左の表に掲げる通りとする。

行政機関の区分

定員

備考

本府

公正取引委員会

国家公安委員会

警察庁

国家消防本部

土地調整委員会

国家人事委員会

宮内庁

調達庁

行政管理局

北海道開発庁

自治庁

防衛庁

一、七四八人

二、二七人

七、五四七人

一〇、五五人

一八人

七、三六八

九〇、五五人

三、二七二八

一、五九三三

三、一二二八

二、一九八

うち九五五人は、警察官とする。

郵政省	計	海陸審判庁
本省	二五、〇五八八	一七四八
計	二五二、一一一八	
本省	一九、一五七八	
中央労働委員会	八五八	
公共企業体等仲裁委員会	一九八	
公共企業体等調停委員会	一一四八	
計	一九、三七五八	
本省	一〇、一六七八	
首都建設委員会	一〇、一六七八	
計	一〇、一六七八	
計	六三三、〇四九八	

2 前項に定める大蔵省の職員は、
員の外、保税倉庫その他関税法規
の適用上これに準ずる特殊の取扱
をする場所に派出して税関の事務
の一部を処理させるため、税関に
必要な職員を置くことができるも
のとし、その定員は、政令で定め
る。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月
一日から施行する。但し、警察庁
に関する部分は、警察法（昭和二
十九年法律第 号）同法附則第
一項但書に係る部分を除く。以下
同じ。施行の日から施行する。
2 国家地方警察の職員の定員は、
四万五千二百七十九人とし、そ
の定員をこえる員数の職員は、昭
和二十九年四月一日から警察法施
行の日の前日までの間に整理され
るものとし、それまでの間は、定

置くことができるものとし、この
場合の職員の定員は、政令で定
める。

6 改正後の行政機関職員定員法
（以下「新法」という。）第二条第一
項の規定にかかわらず、調達庁の
職員の定員は、昭和三十年六月三
十日までの間は、三千七百四十八
人とし、同年七月一日から昭和三十
一年六月三十日までの間は、三
千四百六十六人とする。

7 新法第二条第一項の規定にか
かわらず、文部省の本省の職員のう
ち国立学校の職員の定員は、昭和
三十年六月三十日までの間は、六
万三千三百六十九人とし、同年七月
一日から昭和三十一年六月三十日
までの間は、六万六千八百七十七人
とする。

8 新法第二条第一項の規定にか
かわらず、厚生省の職員の定員は、
昭和三十年六月三十日までの間
は、四万四千二百八十四人とし、
同年七月一日から昭和三十一年六
月三十日までの間は、四万三千八
百六十六人とし、同年七月一日か
ら昭和三十二年六月三十日までの
間は、四万三千三百八十三人とす
る。

9 各行政機関の職員の数は、昭和
三十年七月一日（警察法について
は、警察法施行の日から十五日を
経過する日の翌日）において、新
法第二条第一項の定員（前三項の
規定が適用される場合において
は、これらの規定によつて置くこ
とができる定員とする。）をこえな
いように、昭和二十九年四月一日
から昭和三十年六月三十日までの

間（警察法については、警察法施
行の日から十五日を経過する日ま
での間）に、整理されるものとし、
それまでの間は、その定員をこえ
る員数の職員は、定員の外に置く
ことができる。

10 各行政機関においては、この法
律の施行に伴い昭和二十九年四月
一日（警察法については、警察法
施行の日）において新法第二条第
一項の定員（第六項から第八項ま
での規定が適用される場合におい
ては、これらの規定によつて置く
ことができる昭和三十年六月三十
日までの間の定員とする。）又はこ
れに基き定められる配置定数をこ
えることとなる員数の職員で、配
置転換が困難な事情にあるものに
ついては、政令で定めるところに
より、昭和二十九年六月三十日ま
での間（警察法については、警察
法施行の日から三月を経過する日
までの間）において、職員にその
意に反して臨時待命を命じ、又は
職員の申出に基いて臨時待命を承
認することができる。

11 前項の規定により職員にその意
に反して臨時待命を命じ、又はそ
の申出に基いて臨時待命を承認す
る場合の手続については、国家人
事委員会規則で定めるところによ
る。

12 臨時待命を命ぜられ、又はその
承認を受けた職員（以下「臨時待命
職員」という。）は、国家公務員と
しての身分を保有するが、職務に
従事しない。

13 臨時待命職員は、その臨時待命
期間中に、新法第二条第一項の定

員（第二項及び第六項から第八項
までの規定が適用される場合にお
いては、これらの規定によつて置
くことができる定員とする。）の外
に置かれるものとする。

14 臨時待命職員には、その臨時待
命の期間中は、国家人事委員会規
則で定めるところにより、一般職
の職員の給与に関する法律（昭和
二十五年法律第九十五号）に基
き、俸給、扶養手当及び勤務手当
（一般職の職員の給与に関する法
律の適用を受けない者である職員
にあつては、政令で定めるこれら
に準ずる給与）を支給するものと
し、その他の給与は、支給しない
ものとする。

15 臨時待命職員は、左に掲げる区
分により、臨時待命を命ぜられ、
又はその承認を受けた日から起算
して臨時待命期間の満了する日の
翌日から当然に国家公務員として
の身分を失ふものとする。

勤務期間に
よる区分
臨時待
命期間
六月以上三年未満
の者 一月
三年以上五年未満
の者 二月
五年以上七年未満
の者 三月
七年以上十年未満
の者 四月
十年以上十五年未
満の者 六月
十五年以上二十年
未満の者 八月
二十年以上の者 十月
前項の勤務期間の計算について
は、政令で定める。

17 臨時待命は、臨時待命職員が職員でなくなつた日からその効力を失う。

18 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第六条に規定する者である職員にその意に反して臨時待命を命ずる場合においては、同法同条の規定の適用はないものとする。

19 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四條第一項但書の適用を受ける者である職員が臨時待命職員になつたときは、その臨時待命期間中、なお同法同条但書の適用があるものとする。

20 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十條ノ二の規定及び国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）第七條第四項の規定は、臨時待命期間については適用しない。

21 法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六條中「五十九人」を「五十七人」に改める。

22 会計検査院及び法制局においては、昭和二十九年四月一日において予算の減少又は定員の改正に伴い配置定数をこえることとなる員数の職員で配置転換が困難な事情にあるものについては、常時勤務する国家公務員で一般職に属するもの（二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）に、政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間においてその意に反して臨時待命

を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認することができる。

23 前項の場合において、会計検査院については第十一項、第十二項、第十四項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用し、法制局については第九項、第十一項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用する。この場合において、第九項及び第十三項中「新法の第二條第一項」とあるのは、「改正後の法制局設置法第六條」と読み替へるものとする。

24 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定する都道府県の職員及び警察法第五十五條に規定する地方事務官（以下「地方職員」という。）の数は、昭和三十年七月一日（地方事務官については、警察法施行の日から十五日を経過する日の翌日）において、地方自治法附則第八條の規定に基き政令（地方事務官については、警察法第五十六條第一項の規定に基き政令）で定める定員をこえないように、昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日まで、警察法施行の日から十五日を経過する日までの間に、その定員をこえることとなる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

25 この法律の施行に伴い昭和二十九年四月一日（地方事務官については、警察法施行の日）において、地方自治法附則第八條の規定に基き政令若しくは警察法第五十

六條第一項の規定に基き政令で定める定員又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の常時勤務する地方職員（二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）で、配置転換が困難な事情にあるものについては、政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間（地方事務官については、警察法施行の日から三月を経過する日まで）において、その地方職員にその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認することができる。

26 前項の場合において、第十一項から第十七項まで及び第二十項の規定を準用する。この場合において、第十三項中「新法第二條第一項」とあるのは、「地方自治法附則第八條の規定に基き政令又は警察法第五十六條第一項の規定に基き政令で定める」と読み替へるものとする。

○宮本説明員 郵政省職員定員の増減事由につきまして御説明申し上げたいと思ひます。

行政機関職員定員法に定めておりますところの郵政省の現行定員は、二十五万五千二百五十五名であります。この二十五万五千二百五十五名を二十五万二千四百一十一名に改正するに今回の定員法の改正案は相なつておる次第であります。そういたしますと、差引三千四百四十四名の減員を実施いたしますと相なる次第でございます。

等による増員が三千九百九十二名であります。次に行政事務の簡素、合理化に伴う減員が、六千六百五十五名でございます。次に電信電話の設備の一部を電信電話公社に移管するために減員されるものが四百八十名でございます。次は在外公館在勤要員の定員を外務省へ組みかへるための減員が一名でございます。この増加になりまして減員されまして、この増加に相当する人員が、すなわち三千四百四十四名と相なる次第でございます。その増減される理由は次の通りであります。

対象人員がさらに九十三万九千九百九十二名に増加することに伴ひまして、この事務増加に相応いたしまして三百五十名の増員があるわけでございます。次は、保険年金業務駐在診療所を設置するに要しますところの増員が百名と相なつております。これは簡易保険の被保険者の健康の増進並びに維持をはかりますために、全国に約二十箇所の診療所を設けまして、被保険者の健康の相談あるいは診療を行うというところに相なつた次第であります。このために百名を増員いたすことと相なつております。

業務の拡張あるいは業務量の増加に伴う増員の内訳であります。まず第一に特定郵便局を増置するために増員されるものが二百名と相なつております。次に郵便物取扱量の増加に伴う増員といたしまして、九百七十名があげられております。この郵便物取扱量の増加に伴う増員は、最近郵便物取扱量の増加が果年増加の一途をたどつておるのであります。ことにこの取扱量の増加は都全地に集中されておる傾向であります。これら都會地における郵便物の事務処理に万全を期するために、今回九百七十名の増員をいたしたいと考へる次第でございます。

次は軍人恩給支払い事務の増加に伴う増員が三百五十名でございます。これは昭和二十八年度におきまして、すなわち本年におきまして、恩給の支給対象人員が、旧軍人の方でございますが、これが百二十七万七千名というものに對しまして、五百十名の増員がすでに認められておるのであります。が、二十九年度におきまして、この支給

置要員千九十名の増員と相なつておる次第でございます。

次は行政事務の簡素合理化に伴いますところの減員であります。郵政事業は特別会計となつております関係から、独立採算の建前をとりまして、人件費その他すべての支出は、収入をもつてこれに充てることといたしておるのであります。従いましてその支出につきましても、詳細な計画を立てまして、これを実施しておるのであります。特に人件費につきましては、郵政事業運行の原動力がほとんど人力に依存してゐる関係から、職員の給与ベース改訂による人件費が増したと相なりました。その支出額が事業遂行の七割を越える実情と相なつておる結果となつたのであります。ここにございまして人員の合理的、経済的な配置につきましても常々あらゆる角度から検討するとともに事務の簡素化、能率化につきましても従来研究を重ねて来たのであります。このたび政府におきましても行政事務の簡素化を推進することとなつたのを機会に、この趣旨に沿ひましてさらにこの問題につきましても検討を加えました結果、事務の整理簡素化及び人員配置の合理的な是正を行いますことによりまして、六千六百五十五名の人員を削減することと相なつた次第でございます。その概要を申し上げますと、内部管理事務及び各種統計報告等の簡素化による減員が九百四十五名でございます。次は、人事会計事務の権限を拡大してこれを下部機関にまかせ、あるいは人事会計面の手続を簡単にいたしましたことによる減員が千四百七十七名でございます。

次は局舎その他施設費が二十九年度におきまして若干減少いたしておるものであります。この新営費の減少による要員の減といたしまして二十三名でございます。次は行政事務の簡素化あるいは要員配置の合理化によりまして九十名、次は機構改正によりまして庶務会計等、共通事務の統合による減少が百六十名であります。次は監査局関係であります。業務審査関係の仕事は簡素化することによりまして五十九名、次は従来やつておりました事故調査のうち、ごく軽微なものの事故調査を省略することによりまして五十名、次は為替貯金関係につきまして、この事務を簡素化することによりまして千五百八十二名であります。その内訳を申し上げますと、現金送金制度、いわゆる現金書留制度を実施することによりまして、事実為替といふものが取扱ひが減つておるのであります。その為替取扱ひ事務の減少によるものとして百九十二名。なお郵便貯金につきまして同一の預入者の貯金通帳がたくさんあります場合に、これを統合する、あるいは団体貯金等によりまして個人別の預入を合同預入に改めることによりまして四百十八名であります。さらに定期的に貯金通帳を引揚げましてこれを検査しておりましたものを、随時開散のときにこれを行うことによりまして九百七十二名でございます。さらに保険関係につきましては小額の保険金契約、これの集金を停止することにによりまして九百十二名であります。さらに郵便物の取扱ひ作業の能率化によるものとして千二百五十一名であります。次に電気通信関係の問題、これは特定局における委託業務の関係

であります。その合理的配置による減員といたしまして四百十二名、なお郵政省内各機関において福利厚生施設をやつておるのであります。これを民間に委託することによりまして伴う減員が百二十四名であります。次に四百八十名の委託業務関係の減員であります。これは日本電信電話公社から受託によりまして、郵政省において運営いたしておりますところのものを、二十九年度におきましては約三十五局電信電話公社の直轄運営としてこれに移管することになつております。これらのものに従事する職員を公社職員に組みかへまして、郵政省においてはこれだけ減員することになつた次第であります。なお最後に在外公館の在勤要員として一名を外務省へ派遣いたすことになつておる次第であります。そのためその組織の減員として一名がある次第でございます。

以上申し上げましたのが、今回の定員法改正につきましても郵政省の内容でございます。

○稲村委員長 質疑に入ります。質疑は通告の順によつて許したいと存じますから、あらかじめ御通告願ひます。なお質疑は各委員会交互に許したいと存じますから、さう御了承願ひます。郵政委員会委員吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 郵政当局にまづ伺いたいのであります。地方をまわつてみますと、各郵便局の各般の事務が相当幅狭いたしてございまして、定員外の雇われ人として事務をとつておる者が相当あるように見受けられます。これはどのくらいの数に上つておりますか。またどの業務にそのような者が配置されておるのか、まづこれを伺いたいと思ひます。

○宮本説明員 現在郵政省において使つております非常勤職員は総数におきまして約二千三百人程度でございます。その内訳を申し上げますと、郵便関係におきまして約九百名、特定局におきまして約四百名というふうに相なつております。

○吉田(賢)委員 今お述べになりましたものは、これはもちろん全国の数字を私は伺つたのであります。大阪管内だけでも千名を越えてゐるようにも聞き及ぶのであります。もちろん具体的に確認をしてゐるわけではないのであります。何らかの形におきまして定員外の従業員が相当あるように思ふのであります。今二千三百名とおつしやつたのは、これはどういふ趣旨でしようか、つまり事実上年間を通じて勤務しておるようなものを示しにやつたのでしようか。私の聞きたいのは、事実上隨時、たとえば正月とか、その他の特定なとき、あるいは事実上事務そのものが定員をもつてまかない切れないうような部門におきまして常勤と同じような勤務状況に置かれておるもの、こゝろいふものを合せて全部をお聞きしたのであります。その辺につきましても御説明願ひたいと思ひます。

○宮本説明員 ただいま申し上げました二千三百名と言ひますのは、いわゆる定員的なものであります。當時これを使つておるのでございます。なおそのほかたたとえば病氣によりまして休んでおる者、あるいは職員を訓練のためにいろいろやつてゐるところがあると思いますが、その訓練のためのあと補充というふうな、何と申しますか、當時的なものでない者の数は約五千名程度に相なつております。

○吉田(賢)委員 なお今の長欠の問題であります。長期欠勤者が大体全国的に見ましてどういふ部門で、その原因はどういふことになつておるのでしょうか。私は大体胸を悪くしてゐるのではないかと見ておるのであります。その辺について御説明を願ひたいと思ひます。

○宮本説明員 現在病氣のために休職しておられます者が、三千八百名ほどございます。まだ休職にならずに休んでおられます者、いわゆる長期欠勤であります。これが五千名ほどになつております。合せて八千八百名程度でございます。そのうち大部分、五千四百名程度の者は結核の患者でございます。あとの三千五百名程度の者が結核以外の病氣、こゝろいふことに相なつておるようなわけであります。

○吉田(賢)委員 そこで今お述べになりました長欠の問題であります。そのうちで長欠の問題であります。郵政業務全体を通じて、かなり労働強化の聲の強いときであります。五千四百名の結核患者を持つておられて、そのうちの約そのまゝ補充せられずにおるというふうなことは、事実上相当業務の上にそれ／＼労働過重になりつづめるのではないかと考えられるのであります。その辺につきまして、何らかのそれ／＼対策をおとりになつておるのであります。どうか、どうでしようか、その辺も聞いておきたいと思ひます。

○宮本説明員 お答え申し上げます。確かに郵政事業におきまして、長欠者

というものが非常に多いございます。もつともこの点につきましては、われわれの方におきまして病気の早期発見と申しますか、いろいろ検査その他を最近二、三年前から非常に励行いたしました、新規採用者に対する厳格なる健康診断によりまして、できるだけこのいうふうな病気の者を部内にとらぬという措置を講じておりますとともに、現在おりますところの従業員につきましては、つとめて、検査を定期的に行きまして、前にはその検査率が六〇%、七〇%という程度でありましたが、最近におきましては、ほとんど百パーセントに近い九十九パーセント幾らというものに相なっております。そういうふうな検査を非常に励行することによりまして、病気の発見といえますか、見出すことに努めまして、そういう点からいたしまして、いわゆる休職者あるいは長欠者といふものの数がふえておる次第でございます。

○宮本説明員 お答えいたします。五千名のうちには含まれておりません。○吉田(賢)委員 そうしますと、今伺いましただけで、二千三百名と合せて五千名で、七千三百名というものが、常勤でない、日雇いの関係における、事実上常勤のような形で勤めておる職員の数、こういうことになるわけでございますか。

○宮本説明員 さようでございます。○吉田(賢)委員 さように伺いますと、この二千三百名並びに五千名という者は、これは一般の公務員としてのすべての待遇は受けることがない立場に置かれておるのではないでしようか、その点はいかがでしよう。

○宮本説明員 これは非常勤と申しまして、賃金で雇っておるものでありますから、公務員としての待遇は受けておりません。

○吉田(賢)委員 これらの職員といひますか、賃金で雇われておる人々は、事実上郵政職員の総員のうち、常に勤めることができない、欠陥のある人員の補填の意味におきまして勤めておるものと思われるのであります。しからば、これはやはり事実上郵政事業を行つて行く上において、不可欠の要員の突進をなしておる、こう見なければならぬのではないかと申す。むしろそういう見地からしますならば、これらの人々を定員のうちに含めまして、定員増なり適当な法的措置をとりまして、一般の職員と同等に扱うということが必要であるし、公平でもあるし、また当然そういうことをしなければ筋が通つて来ないように思うのです、その点はいかがでしようか。

○宮本説明員 お答え申し上げます。

さきに申しましたいわゆる常勤しておりますところの定員の二千三百名の者につきましては、私ども常々努力いたしまして、できるだけこれを定員化したそうとして努力して参つておる次第でございます。たとえば今回の郵便関係におきまして九百七十名の増員が見込まれておる次第でございます。なお特定局における委託業務につきましても、千名以上の増員が認められておる次第でございます。これらはすべてこういう常勤的ないわゆる非常勤職員といふものを定員化したしまして、これに国家公務員としての身分を与え、地位並びに待遇を与えて行くということにしておる次第でございます。

なお、次に長欠のあと補充に五千名についてありますが、御説のごとき、常時こういう者を抱えておる以上、やはり郵政事業を構成する仕事をやつて行きます上につきましても必要な人員であることはもちろんでございます。但し、この病気のあと補充につきましては、これが回復して職場にもどつて参ります場合のことを考えなければならぬのであります。もちろん相当長く休む者もございしますが、中には半年あるいはそのくらいの期間でもつて職場にもどる程度に回復する者もあるものでございまして、そういう者のために、これを定員化したしまして、職場にまた歸つて来ます場合にもどれないというふうなことがあつては困るのでございまして、そういう点からいたしまして、賃金予算をもつてこれをまかなつておるといふのが実情でございます。

○吉田(賢)委員 それではちよつと伺つておきますが、二十九年郵政特別会計において、今のこの賃金でまかなつておられるというののは、どの項目に当るのでしょうか、お示し願ひたい。

○宮本説明員 主計課長が参つておりますから、かわつて御説明いたさせます。

○長田説明員 ただいまお尋ねの賃金は、歳出の業務費……。

○吉田(賢)委員 ページを言つてください。

○長田説明員 三百十五ページの項目別表のところでございます。その需品費のうちに含まれております。

○吉田(賢)委員 おかしいと思ふな。三百十五ページの業務費の十三号に、需品費が百五十一億五千四百七十三万六千四百となつておるが、需品費の中に人間を入れてあるというのですか。

○長田説明員 そういうことになつております。

○吉田(賢)委員 これはまたどういう理由ですか。

○長田説明員 賃金は需品費の項目に整理されることに、全体として予算の立て方がそういうふうになつております。

○吉田(賢)委員 需品費と人間の費用とは、これは常識から考えても違ふと思ふんだが、機材とか需品とかいふものはすべて人間ではないものをに入れるはずなのであります。人間の給与が需品とは、どうも予算編成のりくつの上から見ても筋が通つて来ないのではありませんか、あなたでわからなければ、局長に来てもらつてください。委員長、

さようにおとりはからひ願ひたいと思ひます。

○稲村委員長 今大蔵省の主計局長、それから郵務局長、郵政省の経理局長、郵政大臣を呼んでおりますから……。

○吉田(賢)委員 それではそれはあとにまわしまして、続いて伺ひたいのであります。長欠五千名といふものは常時存在する人員の欠陥だといふのであります。ことに大部分が結核患者といふのでありますれば、それが回復して歸つて来るということをお考えになる前に、事実上長欠の補充が常に行われておるといふことを考えるならば、これは何としても、まず定員法を適用いたしまして、その補充者の身分を確保するといふことが、私は根本の建前になければならぬと思ひます。ことにいろいろとこまかく内訳を聞くならば、ざいふん大事な部門があると思ひます。ありますが、その大事な部門の熟練者が長欠で、結核病院へ入つてゐる。あとがまの人は日々の賃金をもらつて、公務員としての保護も、待遇もされておらぬというのでは、郵政事業は完全に行ひ得ない。そういうようなことをうつつやつておいて、ここに六千六百五十五人の人間を整理しようといふことは、これは一体どうしたもんぢやう。ただ行政整理の名によつて、画一的に、均一的に首を切つて行くといふことは、まったく精神の伴わない、原理のない、実情に即しないやり方と申さねばならぬと思ひます。こういうやり方をいたしましたら、郵政事業の運営といふものは断じてうまく行かぬ。やはりほんとうに冗員があることによつて、私は整理の必要が生じ、ま

た整理の理由が伴つて来ると思う。長欠があつて、穴が明いておる。かわりの人間をひつぱつて来て、しかもそれを物品扱いにするようなことであれば、おそろくは公務員としてのそれぞれの待遇なり保護なりはせられておらぬものと思ひますが、そういう人たちに對しましては、これは公務員としての保護はないと思ひが、何をどういうふうにして公務員と區別しておるのでしょうか。公務員並に扱ひのがほんとうだろうと思ひますが、もちろん臨時雇い、賃雇いでありまして、恩給法適用も受けなければ、その他の公務員としての保護を受けておらぬと思ひます。その点つまり根本的にはそういうことをうつつちやつておいて整理するとは何と云ふことですか。これはもつともあなたに聞くのではなしに、郵政大臣に聞かぬといふかと思ひますが、一応あなたからも聞いておきましよう。これをうつつちやつておいて、六千人の首を切るとは何事であるか。それらの人に対して穴埋めされておる五千人の人、二千三百人の他の人たちに對して、公務員としての待遇をしないといふことは、非常に不公平であり、筋の通らないことではないか。

○宮本説明員 お答え申し上げます。ただいまお尋ねのごいしましたこの長欠の五千名につきましては、国家公務員としての地位あるいは待遇というものを与えないといふことは、お説のごとくまことに残念な次第でございます。ただ先ほど申し上げました通り、われわれといひまして、この非常勤賃金の人間をできるだけ定員に組みかえるべく従来も努力して参つたのであります。その増員が思うように参らなかつたといふのが実情でございます。またこういふような長欠者があるにもかかわらず、六千何名の減員をするといふことはどうかといふことでございしますが、決してこれは私どもといひまして天引制などいたしたことはないものであります。特定局、普通局、郵政局、監察局、本省各局のそれらの実情をいかに検討いたしまして、いろいろ先ほど申し上げましたような事務の簡素化あるいは権限を下部機構に委譲する。その他能率向上等によりましてこの程度のもので浮かし得るという見込みをもちまして、そういうことで人を浮かすことができまして、これを減員することにした次第であります。その点は各局の実情をできるだけよく調べまして、もちろん事務増があまりまして、あるいはまたいろいろの点において仕事が増えておるものにも對しましては先ほど申し上げました通り、一方に三千九百何名の増員というものをもちまして、事務の簡素化あるいは合理化、その他によつて減らすべきものは減らし、また仕事のふえる分については、それ相應の、各局に對してその実情に應じて増員などいたしまして、その数が三千九百何名に當るものであります。決して仕事の実情を無視してこの減員をやろうといふふうには毛頭思つておりませんことを申し上げておきます。

○山花委員 ちよつと議事進行について、吉田委員の質疑の途中でございしますが、発言していただきます。本日の委員会は行政整理に關して当該関係のある郵政、電通の連合審査を内閣委員会の方へお願いをして、本日これを開催していただいたのでございします。が、ただいま吉田委員の質疑を聞いておりまして、一応あなたにお尋ねするが、後ほどまた責任者というように、能率的に見てもこんなばかなやり方はないと思ひます。そこでぜひとも委員長の方から、この問題に關する当面の責任者である大臣の御出席をお願いして、委員会の審議をスムーズにやつていただきたいと思ひるのであります。

○稻村委員長 委員長に對しても山花君の動議はもつともだと思ひます。審査の責任は委員ばかりにあるのではなく、特に政府の責任者において精勵であることを必要とするので、その点嚴重に申入れたいと存じます。今塚田郵政大臣がただちに來るそうでありまして、なお關係の政府委員も御出席するように督勵いたしたいと存じます。

午後三時三十分休憩
暫時休憩いたします。

午後三時四十五分開議
○稻村委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

質疑を続けます。吉田君。

○吉田(賢)委員 行政整理の所管大臣としての塚田さんにお尋ねしたいのですが、政府委員から伺いますと、この郵政内部において、実は常勤の体をなす非常勤の勤務者が二千三百人、それから長欠の補充として、これは長欠の原因は大部分結構患者であります。五千名、七千三百人というのが事實上の常勤の職員になつております。こういうような状態であるのに、今六千六百余人を整理して首切つて行くといふのであります。一体これはどう

してこういふような無理をなさるか、この点をひとつ行政整理の主管大臣としてあなたからはつきりと方針を聞いておきたい。

○塚田國務大臣 この全体の定員整理の数、それが各省に結局配分になつておるわけでありまして、どういふぐあいにして考え、かつ数字を出したかという経緯を申し上げるとお聞いにお答えすることになると思ひのであります。第一段には、今度の場合にはとにかくこの省のどの部局にも整理なしという考え方はとらない、これが大原則、というのことは、これは一応整理が困難であるといふことが考えられまして、官庁内部に冗員があるといふことであるから、とにかくどこでも一応自分のところをむだがないかといふ強い考え方、問題を考えてもらいたい、そこまでは真剣に取組んで問題を各省は考えてもらいたいという気持ちがそこにあつたわけでありまして、そこで今度は各省庁を通じて、仕事の種類をずつと考へてみまして、おのづから仕事により性のある部分とない部分があるわけでありまして、これを幾つかのグループにわけ、それに対して大体考えられる整理率というものを予定しまして、そうして各省別の予定の整理人員というものを出したわけでありまして、その数字を出しまして各省と個別の折衝に入つたわけでありまして、そこでそういう考え方で出した数字でもつて各省意見を聞いてみまして、なるほどともである、いかに大原則として、全然整理なしという考えはとらないにしても、よく検討してもらつた結果、

ここでは整理は困難であるといふところ、これは整理の除外になつてもやむを得ない、それから考えられた整理率は非常に困難であるといふものは整理率を若干低めに考へるといふこともやむを得ない、逐次各省の実情を開きまして、それに対して是正を加えた数字が最終的にきまりました。従つて郵政省の場合に、今御指摘のような数字が最終的にきまりました段階におきましては、結局行政整理と郵政省が話し合ひをいたしまして、そうしてそういうような事実を頭に置きながら、郵政の事業といふものがこれでやつて行けるかどうかといふ線を出すということで、そういう結論になつたわけでありまして、ただこの場合に私も非常に困りましたのが、私が行政整理局長であると同時に郵政大臣であるといふ、一つの人格が二つの立場を持つておるので非常に困りました。そこで私は、行政整理の者にもまた郵政省の者にも、自分が郵政大臣と行政整理局長を兼ねておるといふことによつて、郵政省の人員整理というのの對しては特に甘くも考へない、しかし辛くも考へない、そういう考へ方であるからして、その気持ちをよく汲んで事務當局の間で十分折衝してくるようによつて、この程度でやつて行けるという線を最終的に私も十分説明を聞いて、自分も郵政大臣としてこの程度の天引整理をいたしまして、もちろん必要である部分は増員しておるわけでありまして、郵政大臣として責任をもつてやつて行けるという線が、今の郵政省が整理すべき人員になつておるわけでありまして。

であるという考え方でかかつたわけがあります。が、常勤劣務者は各省ともむしろ減らすよりもまだ幾らかふやさなければならぬという事情であるので、常勤劣務者は当初政府も計画したたので、でありますけれども、今度は整理をし

なかつたのであります。

○吉田(昭)委員 この常勤的な非常勤の職員は、國家公務員として常勤者と同等の待遇は受けておらぬと思うのです。その点はいかがですか。

○八藤政府委員 待遇等のこまかい点におきまして事務的に御説明申し上げますが、現在におきまして給与その他

院から折に触れさうな通牒を受けて参りまして、私どもとしてはほぼ同等の取扱いをなすごとく処置しておる次第であります。

○吉田(寛)委員 これは恩給法の適用を受けるのですか。

○八幡政府委員 御存じのように恩給

法の適用を受けますのは官吏でござい
ます。官吏でない者については定員法
上の定員でも受けてない者もあるわけ
でございます。

○吉田(警)委員 事実は常勤であつて
非常勤の者はすみやかに常勤者と同等
に扱うということにならなければ、こ
ういふ状態といふものは、やっぱり一種の

人間のやり行為をおやりになつておるのと同じことであります。こういうやうな実情で、今さらに人員整理をやつて行かれようといたしますので、實際におきましていろいろと無理が生じて来ると思ふのです。

なおほかの面から少し伺つてみます

が、さきに予算措置はどうしておるか
と聞きましたら、需品費の中で給与を

扱つておる、こういうことなんであります。ところがこれはたとえ予算決算及び会計令の二条によりますれば、明らかに給与というものは出ておるわけでありまして、でありますので、やはり物の会計と人間の給与とは厳格に区別すべきものであるのです。そこで大蔵省に向つていはば盛備の積算書を出しにたつたのじやないだらうか。最初予算編成の資料として参照書は相当詳しいものを出しにたつたわけでありまして、これを物品会計的な扱いをするというのとは一体どういふわけですか。

○八藤政府委員 お尋ねの趣旨は、いわゆる非常勤職員をまかなう賃金を物品費から出すことは何か誤つた取扱ひではないか、かようなお問いのようには思いますが、これは名前が需品費といふことになつておるの、人間を物扱いといふふうな言葉の表現になつておるのであります。長年の官庁経理の形式から、人件費といふのは本給及びその本俸に該当するものを言ひ、それ以外のものは物件費の中から出して、物件費のうちが人件費であるとか、旅費——私たちの旅費も物件費から出しておるのでございまして、旅費あるいは人件費といふふうに単に勘定項目の名前だけの問題でございまして、これは郵政省だけで、なしに、さような賃金は各省共通に昔からのしきたりとしてやつておる、かように私たち聞いております。

○吉田(賢)委員 しかし予算といふものは、使道を明確になるべく具体的に確定することがその趣旨でなければならぬと思ふのです。歳出の予算が人間の給与と物の費用、たとえば賃料とか売買代金とかその他のものが入るの

でしようが、そういうものは少くとも予算、財政の精神を紊乱することになつておるのじやないか、長年の慣行とおつしやるけれども、一体そういうことの法律根拠はあるのですか。たとえば給与の場合の会計年度と物の支払いの会計年度とはそれ／＼おのずから違つておるものと思ひます。だからそういう扱い方というものは、広い意味におきまして財政法規の違反し、予算決算及び会計令に違反するやり方をおやりになつておるのじやないか。一般慣行とか他の官庁も同様だといふことは答弁にならぬと思ふ。郵政省自身はどういう法律根拠に基いて人の給与を物品会計として扱つて行くのか、それをお示し願ひたい。

○八藤政府委員 お答え申し上げます。私の言葉が非常に足りないもので、あるいは誤解を受けたかと思ひます。人件費という言葉は、お手元に配付になつております予算の上でも別段人件費といふふうには出てないのであります。それ／＼支出の款項目に従つての言葉が出ておるわけでございます。毎年基本給であるとか、旅費であるとか、需品費であるとか、こういうふうな項目のわけ方でおるのでございまして、人件費という言葉は使つておりません。

○吉田(賢)委員 それでは聞きますが、私の言つておるものは、人件費はたとえ基本給であるとか、職員の手当であるとか、謝金であるとか、職員給与とか、休職者給与とか、あるいは旅費といふふうになつております。そして物品に關係するものが、需品費でなければならぬと思ふのであります。だから人件費という名称は使つておりま

せんけれども、給与となつております。また予算令も給与であります。給与と物品会計とは違ふと思ふ。それをどうして混淆するかといふことを私は尋ねておる。何に基いてそうしたので

○八藤政府委員 私はまだ着任早々でございまして、このわけ方の由来、故事についてははなはだ不勉強で、おつしやる通りその点については何に由来するかといふことは存じません。

○吉田(賢)委員 この問題は日本の予算の体系、給与のあり方といふものを予算面から混乱させておる一つの事実だと思ひます。よしんばそれが一般慣行であらうとなかろうとにかかわらず、これは明白にしておきたいと思ひます。大臣の御所見を伺たい。

○塚田國務大臣 御意見には筋があると思ひますが、何にいたしましては長年そういう慣行になつておるのであります。私として今この機会に何とも申し上げるわけに行きませんが、どうか所管の者を呼んでお尋ねいただきたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 大蔵省は主計局長がだれか見えておりますか。

○稻村委員長 主計局長は今参議院の予算委員会に出ておりますので、四時か五時になると参るやうであります。

○吉田(賢)委員 それでは大臣に重ねて伺ひますが、これは根本におきまして、人間を整理しようといふ考え方と人間の給与を物品会計に織り込んでおるという扱い方について、国会が予算面におきましてごまかされておられます。この中に七千三百人が含まれておりますが、これがもし給与といふことであれば、当然これは国会で論議し

た。しかし予算委員会におきましては、そういうようなごまかいことまで追究することをしなかつたので、発見しないまま参議院に行つてしまつた、こういうことになつておるわけでありまして。しかしながらこれは実に悪例であります。やはり国会の議決を経るという重要な歳出予算の費目のことであるから、行政整理との関連におきまして、これは今の隠れた人員といふこともありまして、はつきりとおかればならぬと思ふのであります。そこで慣例は慣例といたしまして、根拠がはつきりしないといつて根拠の御説明ができないやうであります。が、できなければ大臣としてどういふうに処理するの、ひとつはつきりしておいてもらいたいと思ひます。あなた

は非常にいろいろと御勉強なさる方なから、こういう財政経理の問題につきまして専門的な知識も持つておられるのですから聞いておきたいと思ひます。

○塚田國務大臣 これは実は予算の款項の明細のところには、人件費といふ考え方はないのでありますけれども、しかし予算説明書のここには、人件費が幾ら、物件費が幾ら、その他のものが幾らといふふうになつておるのであります。まあ、あゝいふものを見て、私も給与その他に出る費用がどれくらいある、従つてまたそれくらいのものが他の経済部面にどういふ影響を持つて来るかといふことの判断の一つの資料としておるわけでありまして、そういうようにいたします場合に、今のよう

に物件費の中から人件費、給与といふものが出ることは、私も分類の上では適當でないのじやないかという考

え方を絶えず持つておるわけでありまして。従つて個人的なものの考え方といひましては、何とかその辺を御意見のようになすつきりできるならば非常にけっこうであると思つております。ただそうだからといつて、物件費に人間を隠しておいて、今度の行政整理はごまかしをしておるというやうなことは決してございせん。私は今度の行政整理をいたします場合に、定員を切つて、それが常勤もしくは非常勤の勤務者に逃げて行つてしまつて実質的には何ら整理が行われていないといふことは、まづたたく国会と国民を欺く結果になりまから、そういうことは絶対にしないといふ建前でおります。もちろん人の性質で、若干定員の減つておるに伴つて常勤勤務者の数のふえておるものもありまして、それもみな十分承知しておる範囲で、隠れてそういうふうなことが行われておるといふものはないはずであります。ことに定員でない部分は、直接は行政管理局は監督いたしておりませんけれども、大蔵省が予算の上で十分監督をいたしております。御承知のやうに大蔵大臣は、他の部面におきましてもあれだけシビアなものを考え方で切つておりますので、むだな人間は一人も入れておらないと考えております。

○吉田(賢)政府委員 今の答弁ではまづたたく答弁になりませんので、私は納得することができません。これははつきり申し上げておきます。それで結局これは反面におきまして定員法に違反した事実があること、それから他面におきまして、予算の編成にあたりましてこれを明確にしなかつたという事実は、一に国会の目をごまかし、国会を

軽視しておられるお考えのあり方ではないかと思ひます。それから定員にあらざる常勤的な非常勤者といふものか、そういうものをいふんたぐさん持ちまして、定員法による公務員としての各般の特遇を与えておらぬところ、これまたそういうふうなところ、まかしから来る大きな欠陥がある。それらの人々はいわば被害者である。あるいは一時的な労働者のように言ひふらしておつたかもしれないけれども、実情をいたしましては、他の定員法による諸君と同様な仕事を同様の状態において継続しておるようでありまうから、これの欠陥もそのまゝ隠されておる。こういうことではありますので、そういうふうな点をあれこれと総合いたしますと、その辺の調整を十分にすることが第一義でなければならぬ。そういうことをしないで、頭から画一的に六千人を首切るといふ考え方は、まったくしやくし定規で、何らの基本原理もないところの無方針、無軌道な整理の仕方と申すはかたはなないのであります。でありますので、そういう点につきましては、今までの御答弁によりましては、まづたくわれは納得することができないのであります。そこで申し上げたのであります。その辺のあらゆる面を調整して、むしろ実情に即するような状態に人間を拡充することによつて、初めてあなたが平素委員会などで言つておられるように、郵政事業なるものは成績も上つて行き、いろいろと積極的な仕事ができるというところになるのではなからうか。

大臣は行政整理の主管大臣であるけれども、この際には、実情において無理があるということであるならば、とにかく撤回するといふようなふうなこともしなければならぬと思う。でなければ、この次にさらにまた増員せざるを得ないような要請がどん／＼できて来るのではないかと。そういうことになるのが必至だと見るのであります。大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○塚田国務大臣 これは定員法の改正をするときに、常勤労働者として定員に持つて行つてしまふべきものがあれば、それを直すことも考へてしまふべき問題であると思ひます。しかし郵政省としては、昨年中にそういうものは相当数やつておりますので、今度はそういうことを考へられかつたわけではあります。しかし行政整理というものは、定員法に載つておるものが載つておるまいが、要するにむだな人間を使つてあるならそれを整理するといふ考え方、これが主眼である。従つて人間を整理した上において、今度郵政大臣として、私がこの仕事をこれだけの人間で責任をもつてやつて行けるかどうかというところが、最終的なものを判断する基準であると思ひわけでありまう。そういう意味におきまして、これだけの人間をこの部面から整理をし、さらに不足である部分は、この部面にこれだけの人間をふやしていただくといふことで、十分責任をもつてやつて行けるという判断の結論が、今度の定員法の政府案として出ておるわけでありまう。

○吉田(賢)委員 今だん／＼と御答弁になりましたけれども、結局これは一つの画一的な方針があるのだからやつておるといふような、さような趣旨にしか受取れません。多数の病人が長久になつておるのを補充しながら、よくやく事業を進めておるような実情におきまして、こうたくさん六千人もの首切りを敢行しようといふようなことは、その理由とするとおるがどうも納得できませんが、これで私の質問を終わります。

○稲村委員長 原茂君。

○原(茂)委員 最初に大臣にお尋ねしたい。先ほど定員法の改正に伴う郵政省職員定員増減事由説明書の配付があり、また御説明があつたのですが、私の質問しようと思ひますのは、過般の撤回にわたる電気通信委員会における地方電波監理局関係の定員法に關するものであります。そこでこの説明書を見ますと行政事務の簡素合理化に伴う減といふ項目の中に、電波監理局関係の減員といふものが入つておると思ひわけです。ところが理由とするとところを見ますと、「郵政事業は、特別会計となつてゐる関係から、独立採算の建前をとり、人件費その他すべての支出は、収入をもつてこれに充てることとなつてゐる。従つて」といふ理由で一から十二項にわたつて、この減員の数字をあげておるわけですが、そこでこの特別会計に属するもののみがここにあげてございます。ところが電波監理局の会計は一般会計に属しておるわけですが、この御説明によつてはつきり政府の意図がわかると思ひますが、電波管理関係といふものは増員をこそ必要とすれ、減員はとうてい不可能である。こういうのはつきりしたお考えがあるために、ここにこういうような特別会計に属するものに對する整理の説明といふものがなされて來てゐる、こういうふうな解決できるものと思ひます。

が、こう解釈してよろしいかどうか。

○塚田国務大臣 御指摘のように、電波監理局は、郵政特別会計の中ではありませんので、考へ方はたゞいま御指摘になつた考へ方ではないに、国の一般行政事務といふもの、従つて他の一般官庁の行政事務と同じ考へ方で人員整理といふものを考へたわけでありまう。

○原(茂)委員 今の御答弁ですと、きよう説明になつた行政事務の簡素合理化に伴う減といふこの範圍に少くとも入るはずだと思つてこれを見たわけですが、実際には入らないことになつておると思いますが、その御説明でよろしいかどうか。

○塚田国務大臣 お尋ねの点はよくわかりましたが、もちろん行政事務の簡素合理化に伴う減員があり、この考へ方は一般行政機関においても同じように考へております。

○原(茂)委員 今これをあらんになつたようですが、その事由としてあげてゐるところに、郵政事業は特別会計となつてゐる関係からこの整理を行つて、特別会計といふことに集約されるわけですが、ところが電波関係は御存じのやうに一般会計です。この食い違ひはどういうふうな御説明なさいますか。

○塚田国務大臣 行政事務といふものを非常に狭く御解決になればそれでありますけれども、広く考へまして、郵政の仕事を行政事務といふことで、特別会計になつておるもの、一般会計になつておるものもありまうけれども、やつてゐる仕事は広く行政事務といふことになりまして、そこを簡素合理化して、これだけは整理したいといふふうな意味であります。

○原(茂)委員 塚田大臣は手振りがよいから大分わかりやうな気がするんだが、こういう特別会計となつてゐる關係からと銘打つて出す以上は、一般会計に關する何か言及のないことはこの説明に手落ちがある、足らないところがあるのだといふふうな大臣は認めになつてしまふべきだと思ひますがどうですか。

○塚田国務大臣 この書面の説明に足りないところがありますことは認めます。

○原(茂)委員 今後そういう皆さんのものを下さないようになつていただきたい。

なお第二にお伺ひしたいのは、三月十五日の電気通信委員会におきまして、ちやうど大臣がおられなかつたので長谷局長がいろいろと御答弁になりました。その中に、私どもの質問を要約いたしますと、現在の整理人員といふものは不当であると考へる。これでやつて行けるか。どうも自信はないがやれといわれてゐるからやらざるを得ない、こういう御答弁です。そこで、しかし現状の人員が残つていればそれで仕事ができるか。いやそれでも足りないと思ひますので、大蔵省には増員の要求をしたのだ。ところが増員の要求は削られた、その御答弁がございます。その削られた内容が「約三百五十名程度の増員を要求いたしました。しかしこれは全部査定になりましたので、第二次復活要求としましては、約二百名程度さらに要求したのでございませうけれども、これもやはり査定といふことになりまして、来年度増員といふことは、先ほど申し上げましたように認められなかつたわけでありまう。」こ

う答弁されておるわけですが、そこで大臣もこのことを御確認なさるかどうか、まず先にお伺いいたします。

○塚田国務大臣 その通りでございます。

○原(茂)委員 そこで伺いたいのですが、実際の事例をあげ、しかも過去委員会の質問とあまり重複しない範囲で、これから相当時間をかけてこまかくお伺いしてみたいと思います。

結論の方から先に申しますと、この三百五十名第一次に査定され、第二次に二百名、ついにゼロにされた。この大蔵省のゼロにしたことに対して、大臣はどういう根拠でこれを是認されるのか。一体どういう理由で、どういふところに根拠を置いて、この増員を認めないという大蔵省の査定をお認めになつたのか、それをお伺いいたします。

○塚田国務大臣 これは郵政省だけではないに、また郵政省の電波監理局だけでなしに、いろ／＼な面において今度の予算の編成の途中におきまして、増員の要請があつたことは私も承知しておるのであります。そして各省が要請いたしましたものが、電波監理局の場合のように削られたものもあり、また郵政特別会計のように相当数認められたものもあり、いろ／＼あるわけがあります。削られたものは、全体的なものの判断として、今日の行政では増員までは組め切れない、こういう判断によつたものであり、そういうように非常に財政緊縮の際であつても、なおかつ認めなければならぬものは認められておる、こういう結論になつておると思ふのであります。従つて増員の必要性というものは依然として残つて

おるわけでありませうけれども、今日の情勢判断との総合結論がこういうぐあいになつておる。こういうことでもあります。

稲村委員長 本会議のベルが鳴りましたので本日はこの程度とし、次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会